

平成 23 年度

事 業 計 画

自 平成 23 年 4 月 1 日

至 平成 24 年 3 月 31 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

平成23年度事業計画

平成20年12月に施行された公益法人関連3法による新公益法人制度に対応するため、当協会は、翌平成21年7月31日に一般財団法人への移行申請を内閣府に行いました。

この度、内閣総理大臣の認可を得て平成23年4月1日に新法人の登記を行い、法人名称も財団法人 日本情報処理開発協会から一般財団法人 日本情報経済社会推進協会に改称し、新たなスタートをきることとなります。

旧法人の設立期においては、電子計算機の利用技術の高度化とこれを利用する産業育成、普及が極めて重要でありましたが、その後のIT関連技術の著しい進展に伴い、情報化のパラダイムも大きく変化する中で公益法人に求められる役割も変化しております。

特に、インターネットにより個人情報を含む様々な形態の情報が産業分野だけでなく社会や家庭などあらゆる分野で利用されるようになった結果、これらの情報を統合化し、誰もが、安心・安全に電子情報を利活用できるような社会基盤の整備がますます重要になっております。

新法人では、このような情報経済社会に不可欠な基盤作りを通じ、利便性、効率性、安全性の一層の向上を推し進めることによって、ITを活用した新しい経済活動領域の創出や活力ある社会の実現、環境問題等の社会的課題の解決等を図ることとしております。

このため、法人移行の準備期間となる昨年度までに、当協会が蓄積してきた高い専門性を部門の枠を超えて活用、連携できるよう調査研究部門を統合し、管理・実施体制の見直しを行うとともに、協会事業に関する情報発信機能を強化いたしました。また、多様な産業分野の企業、組織と電子情報利活用に関する様々なテーマについて検討するために、事業プログラム制度を制定するなど体制面、事業面の整備を進めてまいりました。

今後も、当協会はわが国の情報化推進の中核的な団体として、産業・社会分野の多様な変化に的確に対応しつつ、事業実施体制の見直しと健全な財務基盤の維持に努め、公益法人としての社会的責任を果たしていくよう万全を期してまいります。

目 次

【 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究 】	
1 パーソナル情報利活用に関する調査研究 -----	1
(1) パーソナル情報利活用基盤の整備に関する調査研究（国庫委託応募事業含む） -----	1
(2) 情報銀行に関する調査研究（国庫委託応募事業含む） -----	1
2 時空間情報の活用基盤の整備に関する調査研究 -----	1
(1) 時空間情報システム基盤の整備事業（国庫委託応募事業含む） -----	1
(2) G空間基盤整備に関する調査研究（国庫委託応募事業含む） -----	1
3 ビジネス連携のための基盤整備に関する調査研究 -----	2
(1) 標準ビジネス取引基盤に関する調査研究（国庫委託応募事業含む） -----	2
(2) 金流・商流・物流情報連携調査研究 -----	2
(3) ビジネスサービス連携に関する調査研究 -----	2
4 電子情報の利活用のための技術基盤に関する調査研究 -----	2
(1) 電子記録管理基盤の整備 -----	2
(2) 画像活用型本人認証に関する調査研究 -----	2
【 スマートハウス情報利活用基盤の整備 】	
(1) 家庭内情報の収集と活用に関する調査研究 -----	3
(2) 地域エネルギーマネジメントシステム共通仕様の作成（国庫補助応募事業） -----	3
【 安信簡情報環境の整備の推進 】	
(1) JCAN式パブリック証明書普及プロジェクト（JCAN） -----	3
(2) 事業者等総合情報基盤（ROBINS）の構築に向けた調査研究 -----	3
(3) 個人情報安心管理サービス（PS-Agent）に関する調査研究 -----	4
【 電子情報の利活用のための登録管理事業 】	
(1) 標準企業コード登録管理 -----	4
(2) O S Iオブジェクト登録管理 -----	4
(3) 電子的割符登録管理 -----	4
【 電子情報の利活用のための標準化の推進 】	
1 国内審議団体としての活動 -----	5
(1) エンジニアリングデータ交換に関する国際標準化（ISO/TC184/SC4） -----	5
(2) ビジネスインフラに関する国際標準化（ISO/TC154） -----	5
(3) 模倣品対策におけるトレーサビリティに関する国際標準化（ISO/TC247 及び ISO/PC246） -----	5
2 その他の国際標準化、JIS 化支援活動等 -----	5

【 個人情報保護のための認証制度の運営等 】	
1 プライバシーマーク制度の運用 -----	5
(1) プライバシーマーク制度の運用 -----	5
(2) プライバシーマーク制度に係る情報提供 -----	6
(3) プライバシーマーク審査員の評価登録 -----	6
(4) 個人情報保護に関連する調査研究(経済産業分野を対象とする個人情報保護ガイドライン見直し)(国庫委託応募事業) -----	6
2 認定個人情報保護団体の運営 -----	7
【 情報セキュリティマネジメントの定着のための認定制度の運営等 】	
1 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営 -----	7
(1) ISMS適合性評価制度の運用 -----	7
(2) ITSMS適合性評価制度の運用 -----	7
(3) BCMS適合性評価制度の運用 -----	8
(4) 情報マネジメントシステムに関連する調査研究(ソフトウェア資産管理)	
【 電子署名・認証制度の推進のための指定調査機関業務等の実施 】	
1 特定認証業務の認定に係る業務の実施方法等の調査 -----	8
2 電子署名・認証に関連する調査研究及び普及啓発 -----	8
(1) 電子署名・認証の利用促進ならびに普及啓発(国庫委託応募事業) -----	8
(2) 暗号アルゴリズムの移行等に関する調査研究(国庫委託応募事業) -----	8
【 電子情報の利活用における民間企業・団体との連携 】	
(1) 事業プログラム制度による民間参加型事業の推進 -----	9
(2) 関連団体の活動支援と連携 -----	9
【 電子情報利活用の促進に関する普及啓発及び広報 】	
1 情報化月間への協力 -----	9
2 情報提供及び普及啓発 -----	9
(1) 情報化白書の発行 -----	9
(2) 事業活動・成果等の情報提供 -----	9
(3) 賛助会員サービス -----	9

【 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究 】

1 パーソナル情報利活用に関する調査研究

(1) パーソナル情報利活用基盤に関する調査研究（国庫委託応募事業含む）

クラウド・コンピューティングを代表とする技術進展により、大量のデータを扱える情報基盤が整い、センサーネットワークなどの進展に伴って行動履歴など個人に関する情報が大量に集積される環境が整いつつある。こうした個人情報、医療の高度化や環境負荷低減、新規需要の発掘や新サービスの創造といった商業的価値の創出につながるものと期待されているが、事故の懸念や個人の権利侵害につながる恐れがあるため、なかなか活用が進まない状況にある。

このため、個人の発する情報（パーソナル情報（単独で個人情報か否かに関わらず、個人と連結可能な情報の総称））の経済価値を通じて社会価値を増幅させるための制度的枠組みとして、個人のプライバシーを守りながら、安全に利用するための匿名情報の取り扱い管理などの方策（マネジメントシステム）について調査研究する。

また、検討に関連して国際的な個人情報の取り扱いに関する APEC/CBPR（Asia-Pacific Economic Cooperation/Cross-Border Privacy Rules）の活動についても引続き調査等を行う。

(2) 情報銀行に関する調査研究（国庫委託応募事業含む）

家庭にある製品やインターネット上のサービスの利用時点（POU：Point of Use）の情報を収集、分析することで、新たなサービスを展開することが可能な状況となっていることから、個々の生活情報（運動情報、食事情報、購置情報など）をクラウド上に集約して自己回帰型に利用したり、2次利用するなど POU 情報を事業者間で安全に連携し、共有するための仕組みと制度上の問題点を検討する。特に、医療・健康サービス分野を対象とする実証事業を通じて、情報銀行のシステムアーキテクチャにおける課題や、必要となる具体的な制度の検討を行う。

2 時空間情報の活用基盤の整備に関する調査研究

(1) 時空間情報システム基盤の整備事業（国庫委託応募事業含む）

情報空間と現実空間を結びつける共通 ID として、「緯度・経度・高さ」に「時間」を加えた 4D を汎用的に用いることができる技術、情報基盤を利用するにあたり、サービス検討のために必要なガイドライン（仮称）の検討を行う。具体的には、屋内空間での位置情報を活用するための情報モデルを作成し、実証事業を通じて必要となる権利関係の整理や、データ加工の際に配慮すべき要件等を取りまとめる。また合わせて、屋内の空間表現や位置情報・時間情報を伴うコンテンツ表記等の国際提案に向けた活動も併せて実施する。これによって、汎用的な 4D を用いて体系化された情報が流通できるプラットフォームの創出による産業クラスター創出を目指す。

(2) G空間基盤整備に関する調査研究（国庫委託応募事業含む）

政府における地理空間情報活用推進基本計画（平成 20 年閣議決定）が平成 23 年度で計画期間が終了する。他方、リアルタイムの個人の位置情報の活用や、準天頂衛星などの社会基盤整備による新サービスの創出などに期待が集まっており、併せて情報流通に向けた技術開発や、新たな課題解決に向けた制度検討などが必要になっている。本調査研究では、新サービス・新産業創出に向けた環境整備等について検討を行う。

3 ビジネス連携のための基盤整備に関する調査研究

(1) 標準ビジネス取引基盤に関する調査研究（国庫委託応募事業含む）

産業構造審議会情報経済部会「情報経済革新戦略」において、ITによる産業の高次化と社会システムの変革を進めるために標準EDIを核とした企業や業界を越えて自由自在に情報の交換や共有が行える基盤（ビジネスインフラ）構築とわが国産業界への普及が指摘されている。

このための方策について、ビジネスインフラの浸透状況の調査を踏まえて検討するとともに、日本企業の進出が期待されるアジアの発展途上国に日本の産業と連携できるビジネスインフラ、産業モデルを展開することにより、わが国産業界主導による効率的なグローバルサプライチェーンを構築する可能性に関する調査を行う。

(2) 金流・商流・物流情報連携調査研究

金流は決済と資金移動を中心に、商流は売買契約を中心に、そして物流は商品の位置と動きをもとに、それぞれに当事者間で構築されてきた情報共有ネットワークを金流・商流・物流に跨る情報連携に進化させるための検討を行う。

具体的には、昨今の業種間に渡るEDIの標準化の試みやRFID、位置情報把握技術といった技術革新、銀行間システムにおける商流情報との連携窓口の拡大などの状況を踏まえつつ、金流・商流・物流情報連携における不具合やニーズを明確にし、それらを解決する実現可能な仕組みについて調査研究を行う。

(3) ビジネスサービス連携に関する調査研究

今後クラウド上に展開されるビジネス向けサービス（EDI、標準企業コード、長期署名、JCAN、ROBINS（後述）など）の相乗効果の可能性を検討するとともに、それらの連携による新たなビジネスモデルの可能性を調査研究する。

4 電子情報の利活用のための技術基盤に関する調査研究

(1) 電子記録管理基盤の整備

電子記録を安全に、長期に、効率よく管理するためのシステム基盤を整備するため、後述の「電子記録応用基盤フォーラム（eRAP）」会員企業と連携して、欧州電気通信標準化機構（European Telecommunications Standards Institute, ETSI）での標準化活動への参加などにより、実装に必要なライフサイクル管理、署名認証、ID管理、長期保管、パッケージ管理などの諸技術、手段に関する調査を引き続き行う。また、本年度では、既に取りまとめた電子記録管理基盤のシステム要件に基づくシステム運用ガイドライン及び実装ガイドラインの作成を行うとともに、システム要件を満足するか否かの検証を行うテストシステムの設計を行う。

(2) 画像活用型本人認証に関する調査研究

本人認証における従来型の文字列パスワードの弊害、限界をカバーする新たな認証手段として注目されている、画像を活用した本人認証について調査・検討する。

具体的には、画像活用型本人認証にかかる研究や技術開発動向を把握し、導入・利活用時の課題と対応策を検討し、画像活用型本人認証の適用・利用に関するガイドラインを策定する。

併せて、この画像認証製品の導入普及を促進するための方策についても検討する。

【 スマートハウス情報利活用基盤の整備 】

(1) 家庭内情報の収集と活用に関する調査研究

家庭内の CO2 削減や新たなビジネス（サービス）創出のための家庭内情報利活用の仕組み作りに関して、後述の「スマートハウス情報活用基盤整備フォーラム（eSHIPS）」会員企業、「スマートコミュニティ・アライアンス（JSCA）」（事務局：NEDO）と連携して調査研究を行う。

本年では、家庭内のエネルギー機器や設備からの家庭内情報収集やこれらを制御するためのマルチベンダ要件、家庭内情報の活用のためのルール（セキュリティと運用のガイドライン）、家庭内から得られる情報による新ビジネスサービスとその実現方策について検討を行う。

(2) 地域エネルギーマネジメントシステム共通仕様の作成（国庫補助応募事業）

経済産業省では、太陽光発電や電気自動車（EV）、蓄電池などの省エネ要素技術をスマートグリッドやエネルギー管理システムで結ぶ「スマートコミュニティ」を低炭素社会の実現につながる社会システムとして構築することを目指し、スマートコミュニティの構築に必要な、住宅、ビル、EV 等の様々な需要対象を取り込み、エネルギーの利用状況の集約・可視化、需要制御等の機能を持ち、適切に地域全体のエネルギーマネジメントを行う「地域エネルギーマネジメントシステム」の開発・実証を行っている。

本事業はこの一環として、国が指定 4 地域で推進している地域エネルギーマネジメントシステム（CEMS）開発実証事業を横断する共通仕様について検討し、取りまとめる。

【 安信簡情報環境の整備の推進 】

(1) JCAN 式パブリック証明書普及プロジェクト（JCAN）

ビジネスで使われる電子証明書を担当印や職印と同じような扱いで発行、配付され、証明書コスト及び運用コストが低減できる共通ルールを定め、それが確実に実施されていることを認定する以下の 2 つの事業を行う（当該電子証明書を「JCAN ビジネス証明書」と呼ぶ）。なお、本年度は事業化の方向性を見定めるため、2011 年 12 月まで昨年度からの実証実験を継続する。

① 企業の人事部門等が行う証明書発行業務の認定（LRA 認定）

企業等が人事 DB 等に基づいて「JCAN ビジネス証明書」の発行業務を適切に行っていることを認定する事業（LRA は企業等が自社の社員に JCAN ビジネス証明書を発行する機関）

② 証明書プロファイルや証明書発行の手続きの準拠性の認定（CSB 認定）

CA（Certification Authority）が JCAN の定める共通仕様を順守していることを認定する事業。また、電子証明書に関わる事業者やユーザーの要望や情報を把握し、利用環境の改善を支援するとともに、事業関係者の協力枠組みのもとに、制度の普及広報に努める。

(2) 事業者等総合情報基盤（ROBINS）の構築に向けた調査研究

ネット社会のビジネス環境基盤は、リアル社会に比べてまだまだ未熟であり、その結果として、フィッシング詐欺、なりすましなどビジネス環境としては多くの危険をはらんでいる。ネット社会でリアル社会と同等のビジネス環境を構築し、健全な企業活動を促進するため、「実在確認」された企業の「信頼できる基本情報」を提供する基盤を構築、運用する。具体的には、掲載を希望する企業・団体等の基本的属性情報を、当該企業・団体等の意思で然るべき第三者の確認を得て掲載し、誰でもが検索・参照できる環境を整備する。

平成 22 年度は、外部専門家を入れたビジネス ID 検討会を設け、概念設計を経て、ビジネスモデルの検討を行ってきた。平成 23 年度は、この結果を踏まえ、プロトタイプを構築し、その

実証実験を行うとともに、運用や確認ポリシーの評価を行う。実証実験では、まず、JCAN や JIPDEC 提供サービス、さらには EV SSL への適用を図る。合わせて、ROBINS 構築のパートナー（第三者確認のサービス者等）及びユーザーの獲得に向けた普及活動等を行う。

(3) 個人情報安心管理サービス（PS-Agent）に関する調査研究

社会の情報化の進展に伴って、企業による個人情報の漏えいが社会問題となっている。個人が企業等に自身の個人情報を提供する場面は多いが、その情報を自分自身でコントロールすることが難しく、自分の個人情報を適切に保護しつつ、必要に応じて利用しようとしても、そのための制度やシステムといったツールは個人側に整っていない。

企業側も個人情報の管理に対して苦慮している実情がある。個人情報の管理は労力、資金ともに膨大なコストがかかり一企業の安全対策にも限界がある。

本事業では、これら個人と企業の現状に目を向け、個人や企業に代わって、信頼性のある個人情報を安心安全に管理し、仮名や匿名技術等により安全に保護された個人情報を個人・企業間で簡単に利用できるような、個人情報安心管理サービス（PS-Agent）の検討を行う。

本年度は、PS-Agent の検討を家電リコールや電子保証書への応用を念頭に、技術面、法律面、実運用面から実施し、具体的なサービスおよびビジネスモデルを検討するとともに、プリミティブな実証実験を試行する。同時に仮名（Pseudonym）や匿名認証等を道具として個人情報の管理、活用する仕組みを構築しているドイツやカナダ等の諸外国の状況について調査する。年度末にはこれら検討結果と海外調査の結果を紹介する報告会を実施する。

【 電子情報の利活用のための登録管理事業 】

(1) 標準企業コード登録管理

EDI（電子データ交換）に利用する「標準企業コード」の登録・管理を平成元年4月から実施しており、現在、25,400社（平成23年2月）を超える企業に利用されている。平成23年度も引き続き登録・管理を実施する。さらに本年度は標準企業コードの利用領域を、従前のEDIにおける情報のやり取りの際の企業識別以外に、電子的な取引記録の証憑における企業識別、2次元バーコードなどの自動認識技術と連動した貨物、物品、資産管理における企業識別等に拡大するため、その可能性やニーズの調査及び技術的な検討を実施する。また、標準企業コードの利用を促進するための啓発資料の整備、標準企業コード登録企業への情報提供などを検討し、逐次実施する。

(2) OSIオブジェクト登録管理

OSI（開放型システム間相互接続）による通信では、共通に認識しなければならない対象（オブジェクト）に対して識別子を付与している。当協会は日本工業標準調査会から国内登録機関としての業務を平成2年11月に移管されており、平成23年度も引き続き当該業務を実施する。

(3) 電子的割符登録管理

秘密分散技術である「電子的割符」を用いて、個人情報や機密重要データを安全・安心に保管する電子的割符の登録管理を実施する。個人情報や機密重要データは電子的割符を用いて割符化することで、分割された各片は無意味なデータとなる特性と、三分割したうちの二片が揃えば、元本が復元可能であるという特徴を生かして、企業の事業継続や災害対策にも配慮した、セキュアなデータ預かりサービスを直接・間接の二種類にわけて提供する。

そのうち、間接預かりサービス（他の民間預かりサービス実施事業者からの当協会が割符一片

預かり)の実施のため、協会側の預かりシステムの機能拡充を行い、各企業との連結システムを構築して、間接預かりユーザーの拡大に取り組む。直接預かりサービス(当協会が直接ユーザーから割符片を預かる)についてはユーザー掘り起こしと積極的な普及広報を行う。

【 電子情報の安心・安全な利活用のための標準化の推進 】

1 国内審議団体としての活動

(1) エンジニアリングデータ交換に関する国際標準化 (ISO/TC184/SC4)

ISO/TC184/SC4 の規格審議に対応する国内対策委員会を組織し、製品データモデルの表現規 (STEP) や電子部品ライブラリ (PLIB : Parts Library) 等の規格案件の内容を審議し、ISO に回答する。また、平成 22 年度に ISO/TC184/SC4 に提案し、承認されたデータ品質規格の開発を推進するため、専門家を国際会議に派遣し、国際的な合意を図りながら規格の完成を目指す。

(2) ビジネスインフラに関する国際標準化 (ISO/TC154)

ビジネスインフラに関する国際規格を制定する ISO/TC154 については、国内審議団体として、投票案件についてその内容を審議し、ISO に回答する。

(3) 模倣品対策におけるトレーサビリティに関する国際標準化 (ISO/TC247 及び ISO/PC246)

真贋判定/模倣品追跡の業界標準及び国際標準化に向けて、昨年度に引き続き ISO/TC247 及び ISO/PC246 の国内審議団体及び ISO/TC247/WG3 のコンビナーとして活動する。

加えて、模倣品追跡についての実証実験に向けて関係者との調整を進め、速やかな国際展開を図る。

2. その他の国際標準化、JIS 化支援活動等

時空間情報などの画像の記述言語、フォーマットである SVG (Scalable Vector Graphics) 及び ITSMS の国際規格 ISO/IEC20000 の改定(後述)に伴う JIS 化作業を行うほか、ビジネスインフラの中核技術仕様である業界横断 EDI 仕様に影響のある共通辞書について、国連 CEFAC の作業を支援する。

【 個人情報保護のための認証制度の運営等 】

1 プライバシーマーク制度の運用

(1) プライバシーマーク制度の運用

平成 10 年 4 月に当協会が運用を開始したプライバシーマーク制度は、JIS Q 15001:2006 (個人情報保護マネジメントシステム—要求事項)を審査基準として運用しており、その付与事業者の有効数は、平成 23 年 2 月末で 12,018 社に達し、わが国の個人情報保護の推進に重要な役割を果たす制度として広く認知され、海外からも注目を集めるに至っている。

平成 23 年度も引き続き、プライバシーマーク指定審査機関(18 機関)及び指定研修機関(5 機関)と連絡会等の開催などを通じ相互に協力しながら、事務局、苦情相談・事故対応体制、審査体制及び研修体制の整備・増強、審査員登録制度の一部見直しなど、制度の全工程に係る業務効率と信頼性の向上を目標に改善に取り組む。そのために必要な業務支援システム等の機能の拡張・強化については逐次検討し、積極的に導入を進める。

また、新規指定審査機関の開拓や制度説明会などを通じて新規申請事業者の拡大に努めるとと

もに、付与事業者の顧客満足度を高めるために消費者の認知度の向上、情報提供の強化などの方策を検討し実施することにより、付与事業者の更新率の維持・向上を図り、プライバシーマーク制度の一層の定着に努める。

このほか、海外の関連機関の動向把握や情報交換を通じて、国際整合性の確保に努めつつ制度の広報・周知を図り、海外の同種制度との相互承認推進に向けた国際協力などの必要な取り組みも行う。

(2) プライバシーマーク制度に係る情報提供

プライバシーマーク制度のさらなる普及拡大のため、プライバシーマーク付与事業者を対象とした各種研修会の実施およびプライバシーマーク取得をめざす中小事業者を対象としたプライバシーマーク制度説明会等を実施する。いずれについても、指定審査機関と連携を強化し、地方開催の拡充を図る。

新規申請予定事業者向けには、個人情報保護マネジメントシステム(PMS)構築相談室の運営、経済団体および消費者団体等が主催するセミナー等に講師派遣を行うことにより、中小規模事業者向けの情報提供サービスを重点的に実施する。また、広く個人情報保護に関する普及啓発および事業者のプライバシーマーク付与認定の促進を目的とした、「JIPDECプライバシーマークフォーラム2011(仮称)」を開催する。

このほか、プライバシーマーク制度のホームページ(付与事業者向け、指定審査機関向けホームページ)の充実を図り、平成22年度に実施した「個人情報の保護に関する消費者意識の実態調査」に関わるアンケート結果を踏まえた積極的な情報発信をすることにより、付与事業者の満足度向上並びに消費者や一般事業者に対する認知度向上の実現を図る。なお、個人情報保護に関する国際連携のための情報発信についても充実を図る。

(3) プライバシーマーク審査員の評価登録

平成19年9月に、審査員の質的向上と審査レベルの均質化を目的としてプライバシーマーク審査員の登録制度をスタートし、現在、登録者総数は主任審査員266名、審査員260名、審査員補608名で、合計1134名(平成23年2月末日現在)となっている。平成23年度では、指定審査機関及び研修機関とともに、審査員情報を共同利用するための「プライバシーマーク審査員登録データベース」(仮称)を整備し、新規登録申請者の審査や所属審査機関における「審査実績」及び「実務評価」に基づき「更新登録」「格上げ登録申請」などの評価、登録業務を円滑かつ適正に実施する。

(4) 個人情報保護に関連する調査研究(経済産業分野を対象とする個人情報保護ガイドライン見直し)(国庫委託応募事業)

平成17年4月の個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」という。)の施行後、経済産業省では保護法の理解不足等に起因する混乱や中小零細事業者の対応の遅れ等に対して、「経済産業分野を対象とする個人情報保護ガイドライン」を策定し、個人情報の適正な取扱い確保や有用利用に関する考え方等を示すことによって事業者活動を支援している。

このような経済産業省の施策の推進に、当協会のプライバシーマーク制度の運用を通じた個人情報の取り扱いに関する専門的な知見を役立て、協力することとし、事業者が個人情報保護法への適正な取組みを推進するために講じるべき施策について検討し、その普及活動を通じて安全・安心な社会の実現化に資する活動を行っていく。また、その一環として、他の認定個人情報保護

団体と協力して、個人情報保護の推進に資する活動を展開する。

2 認定個人情報保護団体の運営

当協会は、保護法第 37 条第 1 項に基づく認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）として経済産業大臣および総務大臣より認定を受けており、保護法第 37 条の①業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、②対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する情報の提供、③そのほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務を認定団体として実施している。

対象事業者は、プライバシーマーク制度によって認定されている付与事業者であって、保護法第 41 条に従って対象事業者となることに同意を得た 7,693 の事業者（平成 23 年 2 月末日現在）が対象となっている。平成 23 年度においても、対象事業者管理、苦情処理管理等の仕組みを充実し、引き続き認定団体の業務を推進して対象事業者の適正な個人情報の取扱いの促進を図る。また、他の認定団体間の整合性を確保すること等のために意見交換を行うとともに、保護法の適切な運用に資する。

【 情報セキュリティマネジメント定着のための認定制度の運営等 】

1 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営

(1) ISMS 適合性評価制度の運用

国際規格 ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001) 及び ISO/IEC 27006 (マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項) に基づく情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS: Information Security Management System) 適合性評価制度における認定機関として、制度全体の運用・維持管理を行う。

企業等からの申請に対して ISMS 認証審査を行う「認証機関」(現在 25 機関)、「ISMS 要員認証機関」(現在 1 機関) の新規申請及び認定した機関の審査 (初回、更新・サーベイランス) を行うとともに、認証機関や認証取得組織等に対して制度のより一層の信頼性の確保・定着のための活動や ISMS/ITSMS の国際的対応を図るための標準化活動、PAC/IAF (太平洋認定機関協力機構/国際認定機関フォーラム) 会員として国際的な関連機関との相互連携を推進する。

なお、認証機関が認証した組織数は 3,756 組織 (平成 23 年 2 月 25 日現在) となっている。

(2) ITSMS 適合性評価制度の運用

国際規格 ISO/IEC 20000 (JIS Q 20000) に基づく IT サービスマネジメントシステム (ITSMS: Information Technology Service Management System) 適合性評価制度の認定機関として、「認証機関 (現在 9 機関)」の新規申請及び認定した機関の審査 (初回、更新・サーベイランス) を行うほか、ISO/IEC 20000 の改訂に伴う JIS 規格について審議・策定し、改訂版の認証基準に対する移行措置を実施する。また、今後のクラウドシステムの進展への対応を踏まえ、関連団体及び関連事業者を対象に ITSMS に関する普及啓発活動を実施する。なお、認証機関が認証した組織数は 144 組織 (平成 23 年 2 月 25 日現在) となっている。

(3) BCMS 適合性評価制度の運用

英国規格 BS 25999-2 (Business continuity management-Part2 : Specification) に基づく事業継続マネジメントシステム (BCMS : Business Continuity Management System) 適合性評

価制度は、平成 22 年度から正式運用を開始したことから、BCMS 認証審査を行う「認証機関」は 5 機関、認証機関が認証した組織数は 23 組織（平成 23 年 2 月 25 日現在）にとどまっている。このため、認証機関の認定審査・登録業務と併せて企業の事業継続マネジメント（BCM）を浸透・定着させるために必要なユーザーズガイド等を策定するとともに、関連団体及び関連事業者等を対象に、BCMS に関する普及啓発活動を実施する。

(4) 情報マネジメントシステムに関連する調査研究（ソフトウェア資産管理）

ISMS/ITSMS において、ソフトウェア資産管理（SAM）は、企業内のソフトウェア資産のライフサイクルを通じて、情報セキュリティの強化の促進及び IT サービスの品質を向上させる重要な要素であることから、昨年度までに企業・組織の SAM の効果的な管理及び保護のために必要な手引きとして、SAM 導入ユーザーズガイド等を策定してきた。

平成 23 年度では、これらのガイドに基づいて、企業・組織におけるソフトウェア資産管理の導入を促進するための普及啓発活動を実施するとともに、国際規格 ISO/IEC 19770-1（Information technology - Software asset management Part 1）に基づき組織内のソフトウェア資産管理体制を整備した場合の効果の分析及び ISMS/ITSMS との連携の実現可能性について調査研究を行う。

【 電子署名・認証制度の推進のための指定調査機関業務等の実施 】

1 特定認証業務の認定に係る業務の実施方法等の調査

「電子署名及び認証業務に関する法律」（以下、「電子署名法」という。）に基づき、当協会は主務大臣（法務・総務・経済産業省）から特定認証業務の認定に係る指定調査機関として指定されている。

現在、国が認定する特定認証業務は 18 業務（平成 23 年 2 月現在）であり、これら認証業務の認定の更新・変更認定及び新規に認定を申請する認証業務に関して、電子署名法で定める設備要件、利用者の真偽確認に関する要件、業務運用要件等への適合性に関する調査を引き続き平成 23 年度も実施し、その結果を主務大臣に通知する。

2 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発

(1) 電子署名・認証の利用促進ならびに普及啓発（国庫委託応募事業）

特定認証業務の調査機関として蓄積された専門的知見等をもとに、特定認証業務を行う者及びその利用者等に対し、問合せ、相談等による情報の提供、助言その他の援助を行うほか、利用者の電子署名の取り扱いに関する意識の啓発、電子署名・認証のしくみ等に関する正しい理解を深めるための諸活動を実施し、電子署名及び認証業務の円滑な実施と拡大を図る。

また、電子署名法の認定に係る基準とその運用に関する課題など、当該制度運用の向上に資する検討を実施する。

(2) 暗号アルゴリズムの移行等に関する調査研究（国庫委託応募事業）

電子署名・認証業務は進展著しい暗号技術やセキュリティ関連技術に関するものであるため、認定制度の信頼性を維持する上で、常に関連技術の動向ならびに利用状況等を調査分析する必要がある。このため、喫緊の対応が求められている認定認証業務の暗号アルゴリズム移行に関する実施手順と調査の方法を具体化するに際して考慮すべき課題と対策について、必要な法制度等のあり方を含め、調査研究する。

【 電子情報利の利活用における民間企業・団体との連携 】

(1) 事業プログラム制度による民間参加型事業の推進

事業プログラム制度により昨年度から協会内に設置した「次世代電子情報利活用フォーラム (FAUDI)」(平成 23 年 3 月現在 85 社)、「電子記録応用基盤フォーラム (eRAP)」(同 11 社)、「スマートハウス情報活用基盤整備フォーラム(eSHIPS)」(同 54 社)の3つを引き続き運営し、前述のパーソナル情報利活用基盤に関する調査研究や電子記録管理基盤、家庭内情報の活用に関する検討等に積極的に参加協力いただくほか、フォーラム会員間の情報交流や意見交換、また研究活動の成果を通じて、電子情報利活用の基盤整備のための方策の検討や必要に応じて政府への提言、政府施策の受け皿となる組織づくり等を行う。

(2) 関連団体の活動支援と連携

時空間情報を有するコンテンツ (g コンテンツ) の流通環境を整備するため組織されている「g コンテンツ流通推進協議会」、企業間の電子データ交換の標準化等を進める「次世代 EDI 推進協議会 (JEDIC)」、「システム監査学会」の事務局の運営を行うほか、これらの団体と連携して調査研究や広報普及活動を実施する。

【 電子情報利活用の促進に関する普及啓発及び広報 】

1 情報化月間への協力

国民の情報化に対する理解と認識を深めることを目的に、政府が毎年 10 月に実施する「情報化月間」に対して、特別行事への積極的な参加 (協会成果を主体とした講演会の企画提案及び開催) など円滑な実施に協力するほか、情報関連団体と協力して記念祝賀会を開催する。

2 情報提供及び普及啓発

(1) 情報化白書の発行

わが国の情報化動向を総合的に紹介する「情報化白書2012」を2011年10月に発行する。

情報化白書は、平成 21 年 9 月に発行した 2009 年版以降については、編集方針を見直し、情報化を①産業と社会・生活の情報化、②情報化を支える法制度・仕組み、③近時注目される技術動向 (トピックス) という側面から捉えることとし、情報化の動向を近視眼的に捉えぬよう、隔年発刊とすることとしている。

(2) 事業活動・成果等の情報提供

当協会の事業成果などを協会ホームページで広く公開するほか、JIPDEC メールマガジンを毎月 1 回 (25 日前後) 発行して協会の最新の事業活動と行事案内、ニュースピックアップ、関係省庁及び情報関連団体の IT 関連イベント等の情報を提供する。

さらに、当協会の事業に関連する最新の話題や動向等をテーマとするセミナーを月 1 回程度開催し、賛助会員、事業プログラム制度に参加する会員企業を対象に開催するほか、これらの内容を電子情報利活用ニュースとして取りまとめ、発信する。

(3) 賛助会員サービス

賛助会員に対して、上記の調査研究成果の提供、各種シンポジウム、セミナー等の優先参加・優待等のサービスを実施する。